

本史

第 1 部

OECD の足跡

第 1 章

わが国経済協力の芽生え——OECE の設立

国際社会における戦後の経済協力の芽生え

第1項

戦後の復興と国際経済

ブレトン・ウッズ体制の成立と復興援助

第2次世界大戦後の世界経済体制のあり方と復興方策について、連合国により大戦さなかの1942年頃から検討が進められ、44年7月に連合国44カ国が参加して「ブレトン・ウッズ協定」が合意された。この協定は第1次世界大戦後に惹起した激しい為替相場の変動、投機や銀行倒産などの経済混乱の反省の上に立って、第2次大戦後の世界経済の迅速な再建と健全な発展を図るために結ばれたものであった。

これにもとづき国際通貨基金(IMF)と国際復興開発銀行(IBRD、世銀)が45年12月に創設され、その後長期にわたりブレトン・ウッズ体制の中心的役割を担った。

戦後復興のための援助は、南ヨーロッパおよびアジアの一部に対しては「連合国救済復興機関」(UNRRA、1943年設立)、日本と西ドイツに対しては「占領地域救済政府資金」(GARIOA、1946年設立)および「占領地域経済復興資金」(EROA、1949年設立)を通じて行われた。いずれも米国が最大の拠出国となった。

新たに業務を開始した世界銀行(以下「世銀」)は、47年5月のフランス向け2億5,000万ドルの融資を第1号として、戦後しばらくの間はヨーロッパ諸国の工業生産力回復のための融資に重点を置いた。

次いで米国は、ソ連との対立が深まるなかヨー

ロッパの生産力、購買力の回復を急ぐために、47年に欧州復興計画(Europe Recovery Plan: ERP)、いわゆる「マーシャル・プラン」を提案した。この計画により、翌48年から51年にかけて、ヨーロッパ諸国の復興のために総額120億ドルの資金が投下され、50年頃にはヨーロッパ諸国は戦前の経済・生活水準まで回復を果たした。この計画実施に際しては、ヨーロッパ16カ国(のちに18カ国)が欧州経済協力機構(OEEC)を48年に結成して援助受入れに当たった(その後1961年9月にOEECは経済協力開発機構<OECD>に改組された)。

他方、終戦まで連合国の一翼を占め、ブレトン・ウッズ会議の副議長も務めたソ連は戦後、中・東欧諸国の共産主義化政策を推進し、米ソの対立が顕在化した。46年のチャーチルの鉄のカーテン演説、翌47年のトルーマンの封じ込め宣言など、東西の対立は急速に深まっていき「冷戦」が始まった。結局、ソ連はブレトン・ウッズ協定を批准せず、49年1月、独自に東欧5カ国との間でマーシャル・プランに対抗して経済相互援助会議(COMECON)を創設した。

日本の復興

戦争によって疲弊したわが国は、食糧・原料の不足と激しいインフレに苦しみながら、国民生活の確保と主要産業の生産力回復に取り組むことになった。

政府は預金封鎖等の緊急手段を実施したのち、1946年12月に工業生産の回復のため、石炭、鉄鋼増産を主軸とした「傾斜生産方式」を採用し、また金融面では47年1月に発足した復興金融金庫(復金)を通じて設備資金の重点割当てが行われたが、悪性の

インフレを抑え込むことはできなかった。

48年になると、米ソの対立が深刻化するなかで米国の日本経済の再建を積極的に支援する方針が鮮明となり、援助の増額、貿易管理の緩和などが打ち出された。

同年12月、米国は「日本経済安定のための9原則」を発表し、連合国最高司令官総司令部(GHQ)は日本政府に対し同原則の実施を指示した。翌49年に来日したドッジ米公使は、同原則を具体化した経済安定計画(ドッジ・ライン)を立案し、単一為替レートへの導入、均衡予算の実現、復金融資の停止、価格調整費の減廃、米国援助物資売却代金の見返り資金特別会計への積立てなどを指示した。ドッジ・ラインの実施によりインフレは比較的短期間に抑制されたが、他方で通貨の圧縮などによる資金不足と在庫増が深刻化した。

しかし、50年6月に始まった朝鮮戦争による特需・輸出増を契機に日本経済は急速に回復に向かい、その年の10月には鉱工業指数が戦前水準を突破するなど、これを境に日本経済は復興から成長の軌道に入っていた。

輸銀・開銀の設立

復興期の国内産業は輸出拡大をめざした。しかし、当時の民間金融機関では輸出入促進のための長期金融の要望に十分応じられず、産業界からは特殊金融機関の設立が強く要望された。1950年12月、国内産業向けの輸出長期金融を主要業務とする日本輸出銀行が設立された。同銀行は52年4月、輸入金融業務を加えて、日本輸出入銀行(以下「輸銀」と改称した。

また、51年4月には、国内の産業復興と発展のための長期資金を供給することを主目的として、日本開発銀行が設立された。

第2項

東西の援助と国際機関・主要国援助機関の誕生

独立する開発途上国

第2次世界大戦の終結を契機に、多くの植民地や属領が独立を果たし、開発途上国と呼ばれる国々が新たに誕生し、増加していった。これらの国々は大戦後しばらくの間、低開発国と呼ばれていた。

独立を獲得した開発途上国の多くは、植民地時代のモノカルチャー経済からの脱却と工業開発の推進をはかった。しかし、いずれの国々も資本蓄積の不足、国際収支の赤字、技術の不足などから、自らの努力だけでは成果をあげることは難しく、先進国からの支援を要求する声が徐々に強まっていった。

開発途上国の結束はしだいに強まり、1955年4月にはインドネシアのバンドンにおいてアジア・アフリカ会議が開催され29カ国の代表を集めるに至った。このバンドン会議は開発途上国勢力の台頭ぶりを世界に強く印象づけた出来事だった。

援助への取り組み

米国では1949年、トルーマン大統領がその就任演説のなかで、ポイント・フォー構想として、進歩した科学と産業の恩恵を開発途上国に提供することを提唱し、初めて援助を対外政策の一部として位置づけた。この構想は主として技術援助を対象としたものだったが、その後の開発途上国援助をリードする米国の積極的関与の始まりとなった。世銀融資も戦後復興の役割を終えて、52年6月末には供与総額約14億ドルの借款のうち50%近くが開発途上国に供与されるようになった。

活発化する開発途上国の動きに対し、冷戦下のソ連も積極的に応じた。54年にアフガニスタンに対して援助を承諾したのをはじめとして、東西の接点に位置するユーゴスラビア、インド、トルコ、インド

ネシア、ビルマ、エジプトに対し経済・技術援助を行った。同盟国の東ヨーロッパ諸国、中国からの援助も含めると、54年から57年に至る期間、共産圏諸国の援助承諾額は約16億ドル程度であったが、借款条件は西側諸国の条件より緩やかであった。しかも、援助対象国が東西の接点に位置していたため、西側諸国に少なからぬ衝撃を与えた。

南の諸国の増加と民族主義の高揚に対し、米国をはじめとする自由主義諸国は、開発途上国援助の拡大・強化のための体制整備に取り組んだ。

50年頃にヨーロッパの復興が一段落すると、米国の援助は開発途上国に対する開発借款に重点が移った。また、復興を遂げた欧州諸国も徐々に援助国として登場した。

57年には米国が従来の無償ベースでの軍事・経済援助方針を財政上等の理由から修正し、開発借款基金(DLF)を設置した。DLFは、援助受入国の長期計画にもとづく援助要請に応じて低利の借款を供与した。

英国においても57年、モンテリオールで開かれた英連邦貿易経済会議を契機に、英連邦諸国に対する借款の供与に踏み切った。フランスも援助協力基金(FAC、1959年)、経済協力中央金庫(CCCE、1960年)を設立した。西ドイツでは、国内産業復興のための中長期資金供給を目的に48年に設立された復興金融金庫(KfW)が、58年から開発途上国への二国間援助を開始した。英国とフランスの経済協力機関は、当初、それぞれの国の旧植民地・属領向けという性格が強かった。

経済援助について強力なリーダーシップをもつ米国の国際収支が50年代末になると悪化し、米国内では、自国のみが巨額の開発途上国援助を負担することに対し批判の声があがった。このため、DLFを含

む対外援助機関に対して「バイ・アメリカン方式」を義務づけ、国際収支改善対策を打ち出す一方で、西側諸国にも援助負担を要請した。

59年末に開催された4カ国(米国、英国、フランス、西ドイツ)首脳会議において、米国は先進国の開発途上国に対する援助の増加を求めるとともに、各国間の援助を調整するための新機関設立を提唱した。

これを受けて60年1月パリで開催された大西洋経済会議において、開発援助グループ(DAG)の設立が決定された。DAGは61年にOECEがOECDに改組された際に、OECDの下部機構である開発援助委員会(DAC)に発展した。

援助体制の整備にともない、西側諸国の対開発途上国援助額は、50年代前半の年平均35億ドルから、50年代後半には年平均70億ドルへと増大した。開発途上国からは先進国に対して、援助の多様化や条件緩和を求める声も高まった。

56年には新たな国際機関として、民間企業に対する投資を促進する目的で国際金融公社(IFC)が発足した。また、59年には最初の地域開発金融機関として米州開発銀行(IDB)が設立された。

60年には、世銀の姉妹機関として国際開発協会(IDA)が設立された。IDAは主として拠出を原資とし、市場から資金を調達する世銀では融資が困難な低所得開発途上国や社会セクターなどの案件について、長期低利の融資を行うものとして位置づけられた。

以上、1940年代後半から50年代にかけては、戦後の復興から始まり、東西陣営の対立、アジア・アフリカの独立と連帯感の高揚などのなかで、徐々に国際機関や欧米諸国の援助体制が整備され、援助が実施されはじめた時期だった。

第2節

わが国の経済協力への参加

第1項

賠償

賠償協定の締結

1951年9月に調印されたサンフランシスコ講和条約の第14条「日本国は戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合団に賠償を支払うべきことが承認される……」の規定によって、日本は、要求国との個別交渉により各国に与えた有形・無形の損害に対する経済的補償として賠償を支払うことが定められた。

サンフランシスコ講和条約にもとづき賠償を要求したのはフィリピンと南ベトナムの2カ国のみであった。このほかビルマとインドネシアとは個別の平和条約および賠償協定を締結した。これら4カ国との賠償交渉は時間を要したが、54年にビルマと合意に達したのを皮切りに、56年フィリピン、58年インドネシア、59年南ベトナムとの合意によって決着をみた。これら4カ国と合意した日本の賠償額は合計10億1,200万ドルであった。また、ラオスとカンボジアはサンフランシスコ平和条約署名国ではあったが、同条約にもとづく賠償請求権を放棄した。

賠償に加え日本は59年から77年の間に、ラオス、カンボジア、タイ、ビルマ、韓国、マレーシア、シンガポール、ミクロネシアおよびモンゴルの各国と、経済技術協力協定を締結し、4億9,600万ドルの無償援助(準賠償)を実施した。

賠償が果たした役割

賠償は、戦争の被害を受けた新興アジア諸国の経済の復興と開発に対する協力の性格を有していた。たとえば、ビルマとの対日平和条約と賠償および経済技術協力協定では、資金供与の目的について「ビルマ経済の回復および発展ならびに社会福祉の増進に寄与するため」と規定され、戦後処理的な賠償を超えた経済協力性が意識されていた。

植民地経済から自立経済の実現に踏み出していたビルマをはじめとするアジア諸国にとって、賠償はきわめて有効な経済開発協力となった。

賠償の内容は、これら諸国の経済開発に必要な船舶、車両、自動車、各種産業機械の供与や建設工事がおもなものであったが、発電所建設などにともなう技術者派遣、技術訓練生の受入れなどの役務提供も行われた。

日本にとって、賠償はこれらの製品を生産したわが国産業の育成に寄与し、また、建設業に海外進出のきっかけを与えるなど、日本の輸出市場開拓に役立った。

こうした賠償・準賠償協定の締結とその履行は、1960年代中頃まで、わが国の対アジア外交の中心となった。それは、わが国がサンフランシスコ講和条約体制下で国際社会に復帰していくうえで大きな役割を果たした。

第2項

援助国としての日本

経済協力の始まり

わが国の開発途上国に対する貿易依存度は他の先進国と比べても高かった。とりわけ東南アジア諸国の経済発展とそれにともなって拡大する貿易は、輸出と原材料輸入市場の確保という意義をもっていた。

また、世界貿易の自由化による先進国からの工業製品の輸入増加が予想された当時の日本は、船舶、軽機械産業などの一部を除き国際競争力に乏しく、成長途上にあった国内産業に大きな影響を与えると考えられた。このため、大規模生産や技術革新によって競争力を強化する必要があったが、国内市場は依然として規模が小さく、輸出の拡大が不可欠であった。

こうした状況のもとで、資金と技術力が不足する開発途上国の資本財輸入需要に応じて、わが国の輸出を増加するためには経済協力を推進する必要があった。

国際協調による経済協力推進への認識が高まるなかで、経済協力を政府の統一した方策のもと実施する機運が高まり、コロンボ・プラン^{*1}への加盟をはじめとした技術協力と賠償のほか、インドへの円借款供与をはじめとする新しい形態による資金協力が進められた。

民間直接投資

民間直接投資は1951年に再開され、資源開発、繊維産業、商業の三者が主流をなした。55年頃からは比較的投資環境がよい中南米諸国、特にブラジルを

中心に行われ、57年頃からは現地の重工業化に応じてウジミナス建設など鉄鋼をはじめ、造船、自動車、重電機等の大規模製造業投資に移行していった。

東南アジア向け投資に関しては、独立直後の開発途上国側の外資への警戒心が強く、また政情不安定で投資環境がよくなかったため、50年代初期はあまり活発ではなかった。しかし、58年頃から自国の工業化に外資の導入が必要との認識が高まった。外資受入の機運の高まりを受けて民間直接投資が活発化した。繊維、ガラス、薬品など比較的小規模のものが多かった。

さらに、この時期からアラスカパルプやアラビア石油、北スマトラ石油など大規模な資源開発投資が行われた。

53年に輸銀に海外投資金融が加わり、これらの資源開発プロジェクトに対して積極的な資金協力が行われた。ほかにも、52年度には、チリ向け機関車への延払輸出に対する融資が初めて行われた。これらの輸銀の輸出金融はわが国の貿易振興策に沿って拡大した。

技術協力

1954年、日本はコロンボ・プランに加盟し、援助供与国の立場で翌55年から、専門家の派遣、技術研修生の受入れなどの政府ベース技術援助を開始した。日本のコロンボ・プラン加盟の背景には、東南アジア諸国に対する善隣外交政策の推進、経済・技術協力関係の強化、技術の提供にともなう機械その他輸出の増進、原材料の確保などの期待があった。

資金協力

開発途上国は、経済開発のため膨大な開発資金と資本財輸入を必要としていたが、朝鮮戦争後、世界的な一次産品需要と価格の低迷によって外貨不足と資金調達難に直面していた。一方、先進国の復興と

* 1 1950年にセイロン(現スリランカ)で開かれた英連邦外相会議で発足した国際協

力機構で、南・東南アジアの経済社会開発の促進を目的として設立された。スリラン

カのコロンボに事務局があり、活動を行っている。

産業構造の高度化にともない、先進工業国間の資本財輸出競争が激化してきた。

このため、開発途上国に対する長期信用供与がだいに重要となった。当時、わが国の長期信用供与は輸出信用が大部分であった。戦後処理としての賠償の形で始まった政府ベース資金協力に、円借款が加わった。

その最初の円借款としてわが国はインドと政府間交換公文を1958年2月に調印し、輸銀をとおして、資金供与を行った。この円借款は、インドの第2次5カ年計画遂行に必要な電力設備、船舶およびプラント設備を対象とし、総額50万ドル相当(返済期間10年、うち据置期間3年、金利5.75%~6.25%)を供与するものであった。

当時、インドは第1次5カ年計画で農業の近代化、軽工業の発展をめざし、次いで第2次5カ年計画では重工業化に着手したため、巨額の資金を必要としていた。このような情勢下、先進国はすでに第1次に対し、長期低利の借款による資金協力を行っていた。

わが国にとっても、インドはアジア地域で最大の資本財輸出市場であり、輸出を伸ばすことが重要な課題であった。しかし、わが国の資本財は先進国と比べて割高であるなど、国際競争力が必ずしも十分でなかった。このため、わが国は、インドの重工業化にともなう資本財需要に対応して輸出信用とは別の円借款の供与に踏み切ることになった。

借款は、受入国側からみれば、開発計画に必要な資金が信用供与枠であらかじめ確保でき、自国のイニシアティブのもとに開発に必要な資本財を調達できるため、経済協力にふさわしいものであった。

当時の円借款は、比較的なじみの薄いわが国資本財の輸出振興策として、また相手国に対する経済協力施策として歴史的意義を有するものとなった。その後、パラグアイ(河川用船舶、1959年)、南ベトナム(ダニム水力発電所計画、1960年)、パキスタン(プラント設備・機械、1961年)、ブラジル(ブラジル開発銀行ウジミナス増資資金融資、1962年)などに相次いで輸銀をとおして円借款が供与された。

援助実施体制

1950年代は、わが国が国際機関への参加を開始した時期であった。たとえば、52年8月に世銀およびIMFに加盟、54年10月にコロンボ・プランに加盟、60年12月にIDAに加盟した。

初期のわが国の賠償、援助の実施体制は、48年2月に賠償庁が設置されたことに始まる。その後、賠償の実施開始とともに外務省アジア局内に賠償部が設置された。59年には経済協力部が新設され、同部には資金協力を担当する経済協力課と、技術協力を担当する技術協力課が設置された。

53年12月、「アジア諸国に対する経済協力方針」が閣議決定されると、これにもとづき関係団体を整理統合して54年4月、アジア協会が発足し(外務省と通産省の認可法人として設立)、技術協力の実施機関となった(その後、技術協力は1962年6月以降、海外技術協力事業団〈OTCA〉が一元的に実施することとされた)。

円借款については、前述のように輸銀が実施機関として供与を行っていたが、西側諸国で自国の援助実施機関が整備されるなか、わが国としても開発のための資金協力専門機関の設立が検討されることとなった。

OECF 設立へ向けての動き

第1項

東南アジア開発協力基金の設立

東南アジア開発協力基金設立への動き

開発途上国へのわが国の経済協力が緒についたばかりの1957年5月、東南アジア歴訪中の岸信介首相は各国首脳に対し、東南アジア諸国の経済開発を促進するための「東南アジア開発基金の設置」を表明した。吉田茂政権以来、東南アジア開発への諸構想はあったが、これがわが国政府首脳による地域経済協力基金構想の最初の具体的表明だった。

東南アジア開発基金構想は、

- (1) 米国の資金を中心とし、これにその他の諸国からの出資を加え非営利国際金融機関を設立し、東南アジア諸国の経済開発事業等に対し投資、低利融資を行う。
- (2) 基金の融資活動は、既存の国際機関の機能と抵触せず、これを補完するものとする。
- (3) 資本金は、当初5億ドル程度でスタートし、その後増資を行い、10年間に50億ドル程度まで拡大する。

というもので、岸首相はこの構想をもってインドのネル首相をはじめアジア諸国の政府首脳に意向を打診し、引き続き57年6月の米国訪問時に同国の協

力を要請した。

この岸構想は、米国はじめ他国の賛同が得られず、国際機関設立は直ちに実現する可能性は少なくなったものの、提唱国としてのわが国は、他国との間に国際機関設立に関する協定が成立した場合、即座に対応できる体制を整えておく必要があった。

そのために政府は、この国際機関設立の際に出資金に充当できる資金勘定を輸銀に設置する方針を固め、「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(経済基盤強化法案)^{*2}」として58年6月の第29国会に上程した。

同法案は、同国会で審議され、協力基金関係については諸委員会において国際機構不在下での新設の可否、日本輸出入銀行法との関連等についての質疑が行われたが、結局原案どおり可決され、58年7月11日法律第169号として公布、施行された。

この年のわが国の経済協力の実績は約1億4,000万ドルと前年度の約1億2,000万ドルに比べ微増にとどまり、翌59年度も2億ドル弱にとどまるなど総じて振るわなかった。しかも、この各年の実績のうち約1億～1億5,000万ドルは賠償と民間ベースの輸出信用によるものであった。

先進国で相次いだ経済協力機関の設立

この間、海外においては米国のDLF(米国国際開発庁<USAID>の前身)、フランスのCCCE等の先進国独自の経済協力機関が誕生した。また、国内産業

*2 同法案中に「東南アジア開発協力のための国際協力機構に対する出資金及び当該機構が設置されるまでの間において将来当該機構の出資に振り替えることが出来る

性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金」の条項を入れ、1956年度財政剰余金から50億円を当該基金に充当し、58年度一般会計予算に

において「日本輸出入銀行東南アジア開発協力基金」として計上された。

復興のための資金供給の目的で設立された西ドイツのKfWが開発途上国の援助を開始し、さらにはIDAが設立されるなどの動きがあった。

わが国が期待した先進各国の協力による東南アジア地域を対象とした国際機関の設立については、アイゼンハワー米大統領が1958年から60年にかけて提出した援助予算案が議会に否決され、米国の出資が不可能となったため、米国の出資に期待していた同構想の実現は困難となった。

このため、東南アジア地域を対象とした国際機関設立の可能性は薄らぎ、輸銀に設置された東南アジア開発協力基金が活用される見通しはまったく立たなかった。

第2項

海外経済協力基金の設立

海外経済協力基金設立への動き

こうした状況下で、わが国の輸出拡大、あるいは資源の確保をはかるためにも開発途上国への経済協力の拡大を望む声が政界・財界から高まった。

一方、開発途上国からは、従来の輸出信用は輸出振興を第一義目的としており、援助の形態としてはできるだけソフトな条件の直接借款のほうが好ましいといった意見もあった。当時は、米国、英国、西ドイツなどの先進国による直接借款供与がしだいに一般化しつつあるなか、日本の直接借款供与が少ないことに批判が出はじめていた。

海外経済協力基金法案の作成

1959年7月、自民党は対外経済協力特別委員会を設置し、経済協力拡大のための具体的方策の検討に着手した。この検討過程において対外経済特別基金構想が浮かびあがってきた。自民党の対外経済協力特別委員会が59年8月に発表した「対外経済特別基

金構想」のなかで、資本金の一部として輸銀の東南アジア開発協力基金を利用した200億円全額政府出資による基金設立が盛り込まれた。

この基本構想は、60年度予算において具体化がはかられることとなり、ここに、輸銀の特別勘定の活用を含めた基金構想がようやく実現する見通しとなってきた。

一方、外務省は59年8月、独自の経済協力基金構想を発表した。この構想は、海外諸国への経済協力促進に寄与する民間の貿易や海外投資および海外事業を奨励するため、政府および民間の既存金融機関による金融を補完または奨励することを目的とし、資本金は100億円として全額を産業投資特別会計から出資するというものであった。

通産省もほぼ同時期に海外経済協力株式会社案を作成していた。この案は、経済協力の促進を通じて開発途上国の経済発展に貢献することを目的とするものであり、結果としてわが国の貿易の促進もはかられるものとされていた。その事業内容は、海外事業に対する長期投資および長期・低利の融資であり、資本金は107億円(政府100億円、民間7億円)というものであった。

大別して三つの案が出され、59年夏から各案の検討、省庁間の調整が開始され、原案は翌60年1月14日の閣議で了解を得るところとなった。

閣議了解の要旨は次のとおりであった。

- (1) 海外経済協力基金を設置する。同基金は特殊法人格とし、資本金は50億円とする。
- (2) 同基金は、通常の輸銀ベースに乗り難い融資を取り扱うものとし、その対象地域は、とりあえず東南アジア地域とする。
- (3) 同基金の監督は、経企、外務、大蔵、農林および通産の5省庁が行い、その窓口を経済企画庁とする。

その後、いくつかの修正が加えられたが、大きく変更された点は、監督官庁が経済企画庁だけとなり、外務、大蔵、通産の3省が認可または承認のための協議官庁になったことであった。

基金法案作成は経済企画庁調整局が主体となっ
て行われ、60年2月15日、経済企画庁原案が提示され
た。

輸銀の特別勘定となっていた東南アジア開発協力
基金50億円余を資本金として継承するという点は関
係省庁に了解されていたが、まだこの段階に至って
もいくつかの主要部分で、外務、大蔵、通産の各省
および輸銀の意見が経済企画庁原案と異なってい
た。そのため、最終案がまとまるまでにはなお時間
を要し、2月末ようやく法案作成が完了した。

この最終法案の内容は次のとおりであった。

<業務範囲>

本邦人、本邦法人に限らず外国政府、外国人、外
国法人も対象とする。

<資本金>

全額政府出資とする。輸銀の特別勘定「東南アジ
ア開発協力基金」50億円とその運用益4億円強、計
54億円余を基金に振り替え、当初資本金とし、さら
に1961年度予算で50億円を追加出資し、104億円余と
する。

<対象地域>

東南アジア地域、その他開発途上にある海外の地
域とする。

<制限条項>

事業計画の内容が適切であり、その達成が確実に
あると認められる場合(輸銀の「償還確実」より緩やか
とする。

<現地通貨貸付>

制限なしとする。

第4節

OECFの設立

第1項

海外経済協力基金法の成立

法案の提出

1960年3月1日、海外経済協力基金法(以下「基金法」)案が第34国会に政府原案として提出された。

本文全39条と付則からなる基金法案の提案理由は次のとおりであった。

「東南アジア等の地域において、わが国が経済協力を行うことにより、その地域の産業の開発に寄与することが要請されている現状に鑑み、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行および一般の金融機関から供給を受けることが困難なものの供給の円滑化等をはかるため、海外経済協力基金を設立し、もって海外経済協力を促進する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である」

同法案は、提出同日をもって衆議院商工委員会に付託され、3月4日の同委員会で経済企画庁より趣旨説明が行われた。

法案の実質審議は3月30日から始まり、自民、社会両党からの質疑に対し、政府側から経済企画庁長官が中心となって答弁する形で進行した。経済協力をめぐる国際環境、わが国を含む先進国の経済動向などについての質疑応答から審議が始まり、新たな

特殊法人設立の必要については、その専門性を活用する観点から答弁がなされた。^{*3}

3月31日の商工・外務・大蔵委員会の連合審査および翌4月1日の商工委員会における審議を経て、結局、同法案は7月の商工委員会で原案どおり可決された。しかしながら、会期終了のため参議院での審議は未了となり廃案となった。

基金法の公布

続いて同年12月の第37国会に再提出され、衆議院商工委員会において再審議が開始された。13日から16日までの間、3回にわたる審議の末、次のような附帯決議が付され、原案どおり同委員会を通過した。

<衆議院附帯決議>

政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。

- ・東南アジア地域等の開発の現状に鑑み、開発資金の充実と機構の整備拡充にいっそう努力すること。
- ・基金の業務の機動性に鑑み、関係行政機関の協調体制を確立整備し、基金の業務の円滑な運営をはかること。
- ・基金の海外活動については、在外公館との緊密な連絡を保ち、その運営に遺漏なきことを期すること。

一方、参議院商工委員会においても12月15日から22日まで審議が行われ、ここでも次の附帯決議が付

*3 菅野和太郎経済企画庁長官は、「……これは政府機関でやったらいいじゃないかというご意見もおありかと思えます。がしかし、政府機関でやりますといろいろと制

限、拘束というものがあまして、かえって十分な活動ができぬのじゃないかというようなことを考えまして、やはりこれは特殊法人として、特別な才能のある人にまか

してもらう、政府機関でなくしてやってもらうというような考え方で特殊法人にしたわけでありまして……」と答弁を行っている。

いて同委員会を通過した。

<参議院附帯決議>

政府は、海外経済協力基金がよくその目的とするところに従い、投融资の選定を誤らず、債権の保全に遺漏なきを期し、いやしくも資金が放漫に流れ、ひいては当事国間の親善を害するがごとき事態を生ぜざるよう本法の趣旨の具現のため適切な業務運営につき指導すべきである。

以上の経過をたどり衆参両院を通過した基金法は、1960年12月27日法律第173号として公布された。

第2項

OECF の発足と業務の開始

OECF の発足

翌1961年1月、年度内の発足をめざして海外経済協力基金開設準備委員会が経済企画庁内に設置されて準備が進められ、3月15日、海外経済協力基金の設立認可がなされた。翌3月16日に登記を完了、ここに同日付をもって海外経済協力基金(以下 OECF)が正式に発足することになった。

業務方法書の策定

OECF の行う業務の具体的方法を設定する業務方法書案の作成作業は、関係 4 省庁と輸銀の間で進められ、1961年3月31日に「基金業務方法書」として認可された。

その内容は、OECF の行う貸付、出資および調査の3業務に大別され、次のように定められていた。

(1) 貸付業務

東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発に寄与し、かつ、わが国との経済交流を促進するための緊要と認められる事業(開発事業)およびその準備のための調査または試験的実施に要する資金の貸付で、

①輸銀または一般の金融機関から通常の条件により借り入れることが困難な場合であること。

②事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合であること。

(2) 出資業務

開発事業のための必要な資金で、

①その開発事業がとくに必要であり、かつ、貸付の形ではその事業の遂行が著しく困難な場合であること。

②OECF 以外からの貸付によることも出資を仰ぐことも困難であると認められる場合であること。

③事業計画の内容が適切であり、その達成が確実と認められる場合であること。

なお、出資の形式は原則として新株の引受払込みの方法によるものとされていた。

(3) 調査業務

貸付または出資業務に関連して必要な開発事業に関する調査。

この結果、従来の輸銀の輸出振興政策を中心とした金融とは異なり、開発途上国のための経済開発事業というとらえ方で事業内容の審査を行い、開発事業実施主体への融資や出資を行えるようになった。加えて、開発事業の推進と実施のための事前調査、試験的実施への貸付や OECF 自体が開発事業に対

協力基金、16日に発足

経済企画庁は十七日午後、東京地方門の海運部で海外経済協力基金の第一回設立委員会(委員長 田邊 正三)を開き、定款と業務方法書を採択した。これにより同基金の設立準備はすべて完了し、同日午後六時に同基金の登記が完了した。同日午後六時に同基金の登記が完了した。

同基金はわが国の経済協力政策を一歩進め、運用、調査、試験的実施その他必要な業務を実施するのを目的とする。内定した業務方法書は、同基金の貸付、出資、調査の三業務に大別され、次のように定められていた。

(1) 貸付業務
東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発に寄与し、かつ、わが国との経済交流を促進するための緊要と認められる事業(開発事業)およびその準備のための調査または試験的実施に要する資金の貸付で、

①輸銀または一般の金融機関から通常の条件により借り入れることが困難な場合であること。

②事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合であること。

(2) 出資業務
開発事業のための必要な資金で、

①その開発事業がとくに必要であり、かつ、貸付の形ではその事業の遂行が著しく困難な場合であること。

②OECF 以外からの貸付によることも出資を仰ぐことも困難であると認められる場合であること。

③事業計画の内容が適切であり、その達成が確実と認められる場合であること。

なお、出資の形式は原則として新株の引受払込みの方法によるものとされていた。

(3) 調査業務
貸付または出資業務に関連して必要な開発事業に関する調査。

この結果、従来の輸銀の輸出振興政策を中心とした金融とは異なり、開発途上国のための経済開発事業というとらえ方で事業内容の審査を行い、開発事業実施主体への融資や出資を行えるようになった。加えて、開発事業の推進と実施のための事前調査、試験的実施への貸付や OECF 自体が開発事業に対

基金発足を伝える当時の新聞(1961年3月8日付『日本経済新聞』)

する調査ができるなど、経済協力専門機関としての機能をもつこととなった。

初期の投融資

この業務方法書にもとづき OECD の業務が開始された。設立後約半年経た1961年10月、エジプトのスエズ運河浚渫事業に対する貸付およびインドネシアの石油探鉱・開発を目的とする北スマトラ石油開発事業に対する出資承諾を行った。これが OECD による最初の投融資実績であった。このほか、62年2月にボリビアのカランガス銅鉱山探鉱事業に対する貸付も承諾し、合計3件、11億5,000万円の承諾を行った。その後、62年度は6件、10億4,300万円、63年度は11件、65億5,700万円を承諾、急速に業務が拡大していった。

63年度以降の投融資の増加はとくに著しいが、その要因としては、延払輸出・海外投資案件のうち経済協力的意義のある案件を積極的に取りあげたことなどがあげられる。その背景には、①1950年代後半、重化学工業を中心とした設備投資や近代化投資が進むとともに、わが国企業は輸出競争力を備えるに至り、この時期プラント類の輸出がとりわけ開発途上国向けに促進されたこと、②また、わが国の高度成長にともない民間企業では原材料・資源の確保と開発などの面から海外投資機運が高まりつつあったこと、③さらに、池田勇人首相の東南アジア4カ国歴

訪、わが国の OECD 正式加盟等を契機として、わが国に対する経済援助強化の要請がいちだんと高まったこと、などがあった。

設立時の業務運営体制

設立時の OECD の役職員数は41名と小規模で、機構・組織もきわめて簡素なものであった。役員は総裁、理事2名、監事1名、部・課の構成としては総務部(総務課、庶務課の2課)および審査部(審査課、調査課の2課)の2部4課のみであった。

OECD の業務は関係行政機関の所掌事務と密接な関係があることから、関係省庁のなかで中立的立場にある経済企画庁の管轄のもと、外務、大蔵、通産の3省を加えた4省庁と協議しながら業務運営を進めるという体制が組まれた。

また、基金法17条4項の規定にもとづき、4省庁のほか、農林、建設、厚生等の各省からも希望があったことを踏まえ、総裁の諮問機関として運営協議会を設けることになった。

第1回運営協議会は、1961年5月10日に上記の各省庁に郵政省を加えた8省庁の事務次官の参加を得て行われ、おおむね月1回の頻度で開催された。また、各省庁の課長レベルで構成される幹事会を運営協議会に先だって開催することとなった。こうして運営協議会を通じて関係省庁の意見を徴しながら、OECD は業務運営を進めていった。

*4 運営協議会は「関係行政機関のうちから内閣総理大臣が任命する委員15名以内

で組織する」とされていたが、これは OECD の業務の性格上、関係省庁が多数に

わたることを想定し、若干のゆとりを含めて15名以内とされたものであった。

